

日本ホスピス緩和ケア協会 在宅緩和ケアメーリングリスト 運用規則

【利用目的】

第1条 日本ホスピス緩和ケア協会（以下、当協会という）在宅緩和ケアメーリングリスト（以下、在宅MLという）の利用は、当協会の会員施設に所属する診療所・訪問看護ステーション・在宅緩和ケア充実病院等に勤務する医療福祉従事者同士の情報交換および情報提供を目的とする。

【運営主体・管理者】

第2条 在宅MLは、当協会在宅緩和ケア委員会が運営し、当協会事務局を管理者とする。

第3条 管理者は、在宅ML利用者（以下、利用者という）の登録・利用停止（削除）・登録内容の変更等を行う。

【利用登録および停止】

第4条 在宅MLの利用を希望する者は、所定の申込書またはインターネットの申し込みフォームにて管理者に申請すること。管理者は会員施設に所属する医療福祉従事者であることを確認した上で利用登録を行い、申込者へ利用の開始を通知する。

第5条 利用者が会員施設から退職・異動する場合は、速やかに管理者へ申し出ること。管理者は申し出を受けて10日以内に利用の停止を行う。なお、利用者が所属する会員施設が退会した場合、管理者は利用者に事前の予告なく、在宅MLの利用を停止することができる。

【運用規定】

第6条 在宅MLは管理者の許可を得た者のみ利用できる。

第7条 在宅MLの利用者は会員1施設につき2名までとする。

第8条 在宅ML利用者は自らが発信するメッセージ内容および情報に責任を負う。

第9条 在宅MLでは利用者本人を除く個人情報および添付ファイルの送信を禁止する。

【登録者の禁止行為】

第10条 利用者は在宅MLの利用にあたり、次の各号に定める禁止事項を行わないこと。利用者がこれらの禁止行為を行った場合、事前に通告することなく管理者が必要と判断する範囲内で、在宅MLの利用を停止することができる。

- (1) 営利を目的とした投稿
- (2) 個人及び団体等の誹謗中傷
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 政治活動、宗教活動に係る投稿
- (5) その他、管理者が不適切と判断した投稿

【苦情処理】

第 11 条 利用者または外部からの苦情窓口は在宅緩和ケア委員会とし、委員会で協議し対応する。また、メッセージ内容に起因する苦情については、委員会がすみやかに送信者と協議し、その責任を明らかにして対処する。

第 12 条 この規則の改定は、在宅緩和ケア委員会の決議によってこれを行う。

第 13 条 この規則は、2024 年 4 月 1 日から適用する。